

船舶インシデント調査報告書

令和2年7月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| インシデント種類                         | 運航阻害  |
| 発生日時                             | 令和元年5月24日 19時00分ごろ  |
| 発生場所                             | 長崎県佐世保市宇久島北方沖<br>対馬瀬鼻灯台から真方位345°14.4海里付近<br>(概位 北緯33°32.0′ 東経129°03.0′)   |
| インシデントの概要                        | 漁船第五わかば丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航が阻害された。  |
| インシデント調査の経過                      | 令和元年11月18日、主管調査官（長崎事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取実施済  |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | 漁船 第五わかば丸、85トン<br>120079、若葉漁業株式会社<br>ディーゼル機関、4サイクル、出力672kW、回転数毎分810、6気筒、ボア250mm、使用燃料A重油、昭和63年10月<br>機関製造  |
| 乗組員等に関する情報                       | 船長、五級（航海）<br>機関長、五級（機関）（履歴限定）（機関限定）   |
| 負傷者                              | なし  |
| 損傷                               | なし  |
| 気象・海象                            | 気象：天気 晴れ、風向 南、風力 4、視界 良好<br>海象：海上 平穏<br>日没時刻：19時23分ごろ   |
| インシデントの経過等                       | <p>本船は、船長及び機関長ほか4人が乗り組み、航行中、機関長が、船橋で主機の負荷指示計の上昇に気付き、プロペラにロープを巻き込んだらと思って主機を後進にかけた際、異音が発したのに気付いて主機を停止し、再び主機を始動させたところ、主機の過給機から異音が発生した。</p> <p>本船は、船長が、機関長から修理が困難である旨の報告を受け、僚船によりえい航されて長崎県長崎市所在の造船所に向かった。</p> <p>本船は、造船所担当者が主機の過給機を開放点検したところ、ノズルリングに曲損、タービンブレードに曲損及び欠損が生じていることが判明し、他に不具合がないので主機の回転数を抑えて自力航行で操業を行った後、係船地の境港に入港した。</p> <p>主機の過給機は、係船地で破損した部品を交換して復旧した。</p> <p>造船所担当者は、機関長から本インシデントの約4か月前に主機の過給機の排気入口側の排気管に経年劣化による破孔が生じていたと聞</p> |

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | <p>いたので、その破片（以下「本件破片」という。）が同過給機に侵入して破損したと思った。</p>   |
| <p><b>分析</b></p>    | <p>本船は、航行中、主機の過給機が破損したことから、主機の運転ができなくなり、運航が阻害されたものと推定される。</p> <p>本船は、機関長が、約4か月前に本船の排気管で破孔を生じた際、本件破片を放置したままであり、本件破片が主機の過給機に侵入したことから、同過給機が破損した可能性があると考えられる。</p>                     |
| <p><b>原因</b></p>    | <p>本インシデントは、本船が航行中、主機の過給機が破損したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。</p>  |
| <p><b>再発防止策</b></p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排気管で破孔を生じた場合、破孔による破片を処理して修理を終えた後に、主機を始動すること。</li> <li>・ 船齢の高い漁船は、定期的に排気等の配管を点検すること。</li> </ul> |